居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施について

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターの業務が増えていくなかで、居宅介護支援事業所が介護予防支援(介護予防ケアプランの作成等)や総合相談支援業務などを実施できることとする制度の創設が予定されております。

詳細が公表され次第お知らせ致しますので、ご承知おきください。

改正の概要

・居宅介護支援事業所が市町村から介護予防支援の指定を受け、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら要支援者へのサービス提供を行う。(令和６年４月１日施行)

・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けた居宅介護支援事業所は、自治体が示す方針に従い、業務を実施することとする。(令和６年４月１日施行)

【参考】
令和４年度　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001067323.pdf

ケアプランデータ連携システムの利用促進について

介護現場の業務効率化や職員の負担軽減のため、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランの一部を、データ連携するシステムが構築されました。ご利用をご検討ください。

【参考】
ケアプランデータ連携システム（国民健康保険中央会）
https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/
ケアプランデータ連携システムについて（国民健康保険中央会）
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/00104711.pdf